

給付認定等に係る個人番号提供書

(あて先)山形村長

令和 6 年 11 月 1 日

教育・保育施設の利用申し込みにあたり、下記のとおり申請者及び同居世帯員の個人番号を提出します。

利用(希望)施設名	山形保育園
利用(申請)児童氏名	山形 花子
	生年月日 平 令 3 年 8 月 16 日

- 新規入園申請・・・世帯全員について記載 ※申請児童、生計を一にする別居の子どもを含む
- 世帯の増員による変更届の提出・・・増員世帯分のみ記載

平成 28 年 1 月から「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(「番号法」)が施行され、保育園や認定こども園等を利用する際の提出書類に、マイナンバーの記載が義務付けられました。保育料・利用者負担額等を正しく算定するため、ご記入をお願いします。

ふりがな 申請者氏名(代表保護者)	申請児童 との続柄	個人番号(マイナンバー)											
やまがた たろう 山形 太郎	父	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2

ふりがな 同居世帯員	申請児童 との続柄	個人番号(マイナンバー)											
やまがた はなこ 山形 花子	本人	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
やまがた はなよ 山形 花代	母	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4
やまがた いちろう 山形 一郎	兄	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6
やまがた じろう 山形 次郎	弟	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7

申請者(代表保護者)番号確認が可能な資料(下記①～③いずれか)を添付してください。

- ①個人番号カード(写)※表面・裏面が必要です。
 - ②通知カード(写)+**本人確認資料**
 - ③個人番号記載された住民票+**本人確認資料**
- ※氏名・住所等の記載情報が現況と相違ないものを提出してください。
本人確認資料については下記をご確認ください。

申請者(代表保護者)以外の同居世帯員全員をご記入ください。利用(申請)児童と別居している保護者(単身赴任等)の記載も必要です。**なお、本人確認のための書類の添付は不要です。**

[本人確認資料について]

- ①下記の書類から 1 点(顔写真付きのもの)
運転免許証、運転経歴証明、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ②上記の添付が困難な場合は下記の書類から 2 点
健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳

本用紙と番号確認資料は「個人番号記載用紙封入封筒」に入れてご提出ください。※きょうだい分はまとめて提出可。